

# 作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成22年4月1日21生産第10515号

## 第1 趣旨

途上国の経済発展による食料消費の増加等を背景に国際的な食料需給のひっ迫が懸念される中で、国内の農地を有効に活用しつつ、自給率の低い麦・大豆等の需要に応じた生産拡大の取組を進めることが必要である。このため、生産調整の拡大や経営規模の拡大等に伴い、これら作物の作付拡大に取り組む者に対して支援を行い、もって食料自給率の向上に資することとする。

## 第2 定義

この要綱において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 1 都道府県協議会とは、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。
- 2 地域協議会とは、生産局長が別に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村等により構成される協議会をいう。

## 第3 事業内容

本事業は、別表の助成対象者の条件欄に掲げる要件を満たす者による対象作物欄に掲げる作物の作付拡大の取組に対して、地域協議会が助成金の交付を行うために必要な経費を助成する事業とする。

## 第4 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、都道府県協議会とする。
- 2 都道府県協議会は、本事業を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより、運営等に係る規約等を定め、第2の1の要件を満たすことについて、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。
- 3 地方農政局長等は、都道府県協議会が第2の1の要件を欠いたと認めた場合又は本事業の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

## 第5 事業実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

## 第6 交付金

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会が本事業を実施するために必要な経費について、都道府県協議会に対し交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の額は、生産局長が別に定める算定方法によるものとする。

## 第7 業務方法書

- 1 都道府県協議会は、第3の事業に係る助成を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 都道府県協議会は、業務方法書の変更がある場合には、1の規定に準じて行うものとする。

## 第8 事業実施手続

- 1 都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画書の生産局長が別に定める重要な変更は、1に準じて行うものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第10 推進体制等

### 1 農業者団体の役割

農業者団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うものとする。

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

### 3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会及び地域協議会を指導するものとする。

## 第11 他の施策との関連

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、戸別所得補償モデル対策（戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）に係る対策をいう。）水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業

経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に係る対策をいう。)及びその他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

#### 第12 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

対象作物	助成対象者の条件
<p>特定対象農産物 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 10 号各号に掲げる特定対象農産物をいう。）</p> <p>〔 麦 大豆 てん菜 でん粉原料用 ばれいしょ 〕</p>	<p>次の 1 及び 2 の要件を満たしていること</p> <p>1 水田・畑作経営所得安定対策への加入 水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）に基づく、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に係る対策をいう。）の加入者であること。</p> <p>2 需要に応じた生産の取組等 （1）は種前契約の締結等 は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。 （2）低コスト化・高品質化の推進 地域の課題を踏まえ、低コスト化・高品質化を推進する者であること。 （3）捨て作りの防止 通常の営農管理を行い、捨て作りをしていない者であること。</p> <p>水田・畑作経営所得安定対策の加入者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者として、地方農政局長等が特に認める者であること。</p>